

議 第 1811 号

東京都市計画 高速鉄道の変更及び追加
について

1811~3

建設省令第598号

昭和39年11月22日

東京都市計画地方審議会長 殿

大 臣

東京都市計画高速鉄道の変更及び追加について

概記について、都市計画法第36条の規定により、次のように審議会に
付議する。

東京都市計画高速鉄道の変更及び追加

第1 都市計画高速鉄道中第9号線ほかノ路線を次のように変更し、都市計画高速鉄道に第9号線を次のように追加する。

番号	起点	終点	主な経過地	延長 キロメートル	摘要
本 線	大田区綱島町 西2丁目	墨田区押上 1丁目	馬込東、西大崎/ 丁目、五反田駅、 芝草町、芝田町、 新橋駅、銀座東口 丁目、江戸橋/丁 目、人形町、浅草 橋駅、番町橋/丁 目、各付並。	約 18.5	
			芝高輪北町 付並		
分 岐 線	池江芝高輪 南町(品川 駅付並)	港区芝草町	芝高輪北町 付並	1.5	
		品川区西戸 越/丁目	五反田駅、芝草町 有楽町/丁目、大 手町/丁目、春日 町2丁目、菜鴨駅、 志村西台町 各付並	30.5	
6					

理 由 書

首都における最近の人口分布の変化に基づく交通量の激増に対処するため、本来のように高堂鉄道を追加及び変更し、もって都市交通の円滑を図り、首都の機能の維持及び増進に資しようとするものである。

番号	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長 キロメートル	摘 要
9	世田谷区善多見町(善多見駅付立)	葛飾区上十薬町(綾瀬駅付立)	経堂駅、下北沢駅、原宿駅、神宮前、赤坂田町4丁目、国会議事堂前駅、霞ヶ関、丸の内3丁目、神田小川町1丁目、池の端7丁目、日暮里9丁目、町屋3丁目、北千代駅、各付立	33.5	

「別紙図面表示のとおり」

此計画は、

国土庁審議官 田中 隆雄 氏 による

新 旧 对 照 表

..... 変更前を示す

番号	起 点	終 点	主 介 経 過 地	長 尺 キロメートル	摘 要
本	大田区馬込 西2丁目	墨田区押上 1丁目	馬込東、西大崎/ 丁目、五反田駅、 芝罎町、新橋駅、 銀座東4丁目、江 戸橋/丁目、人形 町、浅草橋駅、駒 形、吾妻橋/丁目、 各付近 東谷寺、田町、新 橋駅、銀座東4丁 目、江戸橋/丁目 人形町、浅草橋駅 駒形、吾妻橋/丁 目	約 18.5	起点及 び延長 の変更 ならび に終点 の町名 地番改 正によ る変更
鉄	港区高輪南 町	墨田区高輪南 町		約 12.5	
分 岐 線	港区高輪南 町	港区芝罎町	芝罎光町 付近	1.5	

番号	起 点	終 点	主 介 経 過 地	長 尺 キロメートル	摘 要
6	品川区西戸 越/丁目	埼玉県大和 町大字新倉	五反田駅、芝罎町、 清栄町/丁目、大 手町/丁目、春日 町2丁目、磯鷲駅、 志村西台町、 各付近 馬込東、西大崎/ 丁目、五反田駅、 泉岳寺、田町、田 村町、日比谷、大 手町、神保町、香 日町、駕籠町、築 駒駅、板橋駅、大 和町、清水町、各 付近	約 30.5	起点、 終点、及 び延長 の変更